

第 3 章

韓国の雇用・労働政策の変遷、現状及び課題

金 早雪

要約：

「漢江の奇跡」、「東アジアの奇跡」と称された韓国の急速な経済成長は、政府主導による経済優先と労働運動弾圧の成果でもあったが、1987 年「民主化特別宣言」直後には労働運動の劇的な高揚が見られた。その後、97 年の IMF 通貨・経済危機による高失業と非正規労働増加を背景に、最低生活保障政策など経済・社会的弱者保護政策に並行して、経済・労働市場の自由化と労使協調の誘導が同時進行し、関連法令の改訂が続いている。他方、政界では 2004 年国会選挙で民主労働党（90 年結成）が躍進したが、2 大労組ナショナルセンターは、一方では融和（御用）性、他方では急進性と弱小性から、コーポラティズムが定着するには至っていない。本稿では、韓国のこうした雇用・労働の基本的枠組みのほか、産業のサービス・情報 IT 化、資本・労働の国際化、人権意識高揚と「ジェンダー主流化」などに伴う現代的課題も整理したい。

キーワード：

労働政治の民主化、労働法制の「現実化」、労働市場柔軟化・多様化、経済的弱者保護

はじめに

1960年代から80年代まで、政府主導による成長優先と労働弾圧が続いた。80年代の「上からの民主化」時代には労使協調政策を進めたが、その虚構性は87年の激しい労働運動によって大破されたと言ってよい。97年3月、労働関係法令の大改正がなされたが、同年11月のIMF危機によって翌年には初のマイナス成長と7%を超える高失業のなかで、IMF勧告に沿って労働市場自由化を選択せざるをえず、新たな経済的弱者が生み出された。

こうしたなかで雇用・労働に関する問題だけでも多岐にわたるが、大きな流れを捉えると、1つには労働弾圧が1980年代以降に緩和されてきたが労使協調への誘導政策は決して放擲されていないこと、もう1つには労働関連法令の顕著な実態との乖離が埋められ、いわば法令の「現実化」¹が進んだことは間違いのないであろう。後者の背景には、<奪われた30年>を取り戻そうとする議会民主主義への強い期待を反映した政治情勢がある。労働法令の「現実化」への期待から、勤労福祉や、高齢者雇用・青年失業などの経済的弱者保護・支援の諸法令が、請願や議員発議によって多数、制定・改正が相次いでいる。

そこで暫定的仮説として、第1に、直接的な労働弾圧がなくなったとはいえず、労使協調を目指す点は1960年代から一貫しているのではないか。第2に、福祉同様に、法令の「現実化」につれて、法令への信頼と期待が高まったことから「立法闘争」の様相を呈しているため、結果的には経済・社会システムにおける政府の役割強化という帰結をもたらすかもしれない²。

本稿では、これら暫定的仮説を精緻化する基礎作業として、第1節では、雇用・労働に関する先行研究をサーベイするとともに、1960年代以降の雇用・労働政策を概観する。第2節では、憲法の労働規定と、次いで主要労働法制の変遷を整理する。

第 1 節 韓国経済と雇用・労働問題の概観

1. 研究動向

日本における韓国経済研究は、1970 年代、輸出指向型工業化による高度成長の要因と実態の分析に始まった政府主導による 5 ヶ年計画の実態と問題点を解明した趙 [1974] のほか、とりわけ隅谷 [1976] の「低賃金労働を武器に輸出すればするほど貿易赤字が発生する」という仮説は、従属派の追い風を受けて注目された。これに対して渡辺 [1981] は、＜従属から自立へ＞という仮説を打ち出すとともに、1970 年代半ばに労働過剰から労働稀少へのルイス型転換点が検証されるとした。

1980 年代前半、第 2 次石油危機とレーガノミクスそして釜山・馬山騒擾に端を発する政情不安（79 年 10 月の朴大統領銃殺）によって、累積債務危機（DSR³が危険水準の 20% に接近）と経済不況に陥った。しかしプラザ合意（ドル高是正＝ウォン安）とソウル五輪ブームで史上初の国際収支黒字によってこの危機を乗り切った。他方、同じく NICs と称されたブラジル、メキシコが累積債務危機から経済破綻状態を呈したため、世界銀行 [1994] は韓国・台湾の市場友好的な経済開発戦略が、成長だけでなく所得分配などでも好成果をもたらすと称賛・奨励した。

しかし 1997 年末の通貨危機によって、韓国経済の輸出・対外依存度の強さが、資本市場自由化のもとで危機要因となることが明らかとなった。IMF 支援と引き換えに、韓国は経済・労働市場の構造調整を余儀なくされ、倒産や整理解雇による大量失業を生み出した。

こうした経済発展過程の研究の蓄積のうち、労働・経営の本格的な研究として、1990 年代半ばまでは、植民地期からの労働運動史研究の金潤煥 [1987]、70 年代労働運動実態に関する李丞玉 [1979]、労使関係に焦点をあてた小林・川上 [1991] などがあげられる。90 年代半ば、とくに IMF 危機（97 年）以降、労働研究の厚みが一層増した。すなわち、労使関係では孫昌熹 [1995]、

労働法の変遷を丹念にフォローした金裕盛 [2001] 判例・事例に富む宋剛直 [2001] 労働者・運動の実態に迫るクー [2004] や朴昌明 [2004] 労働市場動態に関する横田 [2003] 石崎 [2004] 向山 [2006] 女子労働に関する明 [2004] 梁 [2004] [2005] などのほか、文字通り枚挙にいとまがない。また財閥経営に焦点をあてた高 [2000] 李 [2004] も経営・労働問題に言及している。

これらの研究成果からほぼ定説として言いうることは、第 1 に、初期の財閥主導の結果、労働市場が企業規模、職種、学歴などによる二重構造が形成されたが、1990 年代とくに IMF 危機以降は、それに加えて、政治的（構造調整など）経済的（高失業、非正規労働の増加など）社会的（高学歴化、少子高齢化、「ジェンダー主流化」など）要因が絡み合って、労働市場の柔軟化・多様化が著しい。

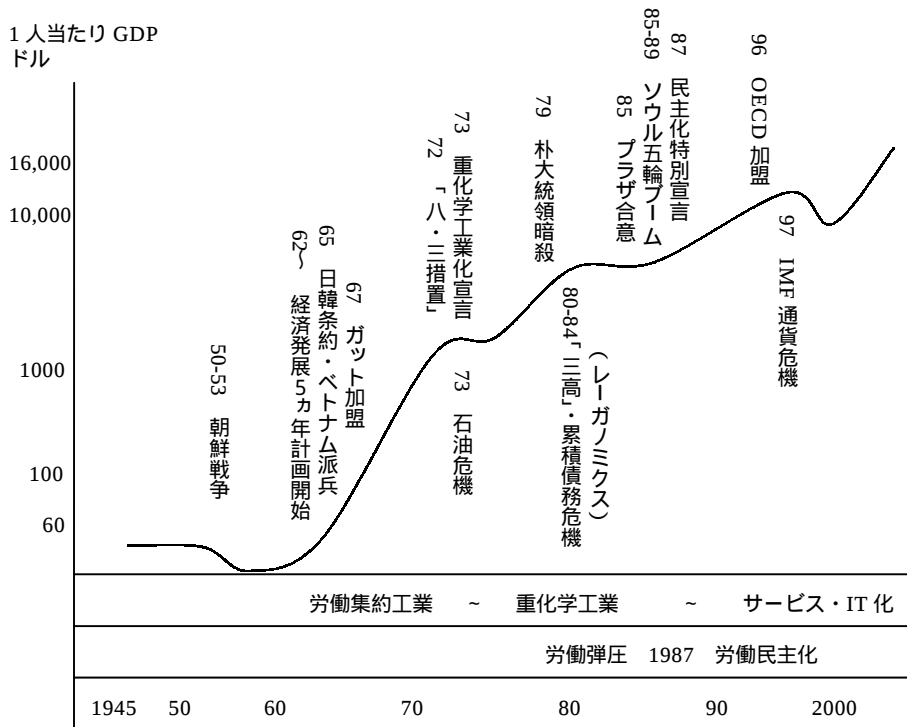
第 2 に 1970 年代をピークとする労働弾圧政治は、1980 年代前半の過渡期を経て、87 年からの民主化以降、急速に溶解し、OECD、ILO、国連加盟とあいまって、少なくとも労働法令の民主化が進んだ（後述するように「現実化」でもある）。

こうした狭義の労働分野研究とは別に、1995～2000 年にかけて、普遍的最低生活保障を中軸に「生産的福祉」を標榜する社会保障制度の急速かつ画期的な転換がみられ、「韓国型福祉国家」（拙稿 [2004a] [2004b] 武川・金編 [2005] など）として注目されている。福祉と労働をトータルに捉えるには、例えば、労働基準法の退職金制度と国民年金との関係や、国民基礎生活保障法における「次上位階層」への自活誘導（ワークフェア）（拙稿 [2005]）などが課題となろう。本稿は、韓国型福祉国家のもうひとつの骨格である労働分野を検証するための準備作業である。

2．経済・産業と雇用構造

前項で述べた韓国の経済発展過程を図示したものが、図 1 である。

図 1 韓国経済の軌跡図



(出所) 筆者作成。

以下の分析の前提となる労働・就業関連の実態を示しておこう。

まず、産業別就業構造について。農林漁業は1963年63.0%から70年50.4%に減少し、その後も低落の一途をたどり現在(2004年、以下同じ)8.0%である。製造業は67年に10%、76年に20%を超えたが、89年27.8%から減少し始め、現在19.0%である。就業のサービス化は85年に50%を超えてなお続き、現在72.8%に達している。

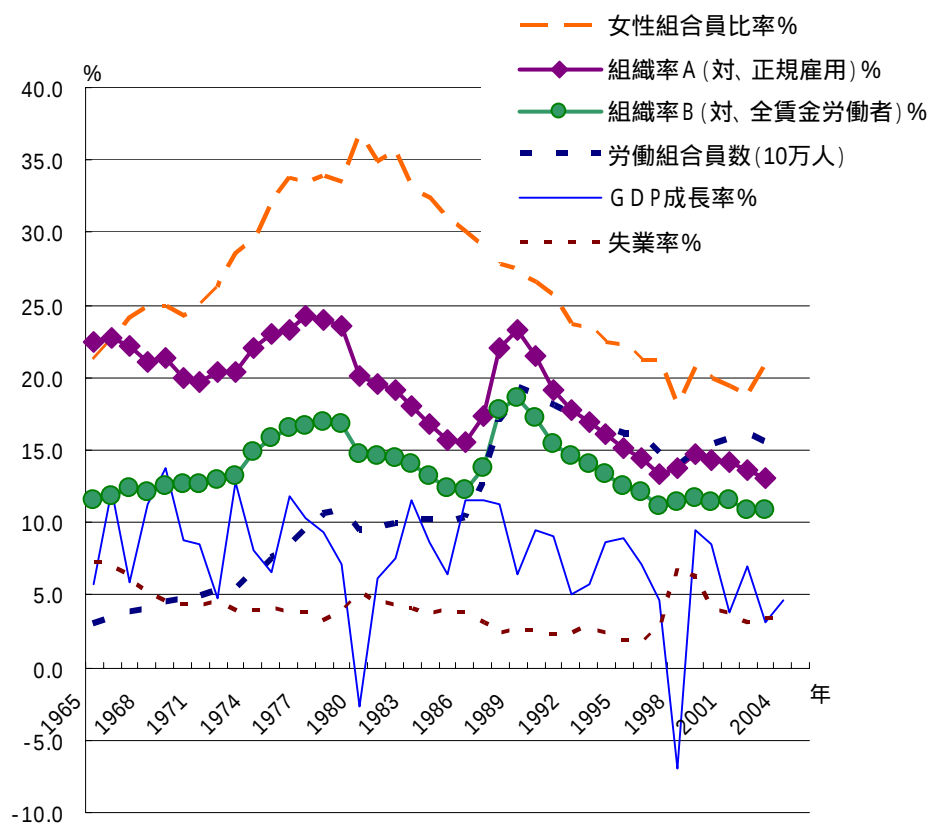
労働集約的製造業に依存した時代は、製造業を中心に労働市場の流動性が高かったが(なお終身雇用の未定着については安[1982]など)、流動性が低落傾向を見せてきたことが読み取れる。

表1 入職率・離職率(%)

	入職率		離職率	
	全産業	うち製造業	全産業	うち製造業
1970	4.70	5.40	5.10	6.00
1985	3.70	4.30	3.90	4.50
1997	2.32	2.45	2.65	2.93

(出所) 労働部『労働統計年鑑』各年版。

図2 労働者組織状況、失業率およびGDP成長率



(出所) 労働部『労働統計年鑑』各年版、同『労働白書』各年版より作成。

図 2 から労働組合の組織化率を見ると、1977、78 年と 88、89 年の二度、急上昇が見られたが、25%を超えたことは一度もなく、現在、15%を切っている。また組合員総数も、長期トレンドとしては上昇傾向にあるものの、89 年 193 万人をピークに現在 150 万人前後（二大労組は後述）にとどまっている。女性組合員比率は、86 年 37%まで上昇したが、その後、ここ 10 年ほどは 20%前後で浮動している。こうした数値の背景事情などについては次節で述べる。

第 2 節 雇用・労働政策の変遷

1. 憲法の労働規定

韓国の制憲憲法（1948 年 7 月 17 日公布）「第 2 章 国民の権利と義務」で、労働を国民の権利かつ義務として、次のような条文がおかれた。

第 17 条 すべて国民は労働の権利と義務を有する。

 勤労条件の基準は法律によって定める。

 女子と少年の勤労は特別な保護を受ける。

第 18 条 勤労者の団結、団体交渉と団体行動の自由は法律の範囲内で保障される。

 営利を目的とする私企業において、勤労者は法律の定めるところにより利益分配に均霑すべき権利がある。

その後、1962 年、72 年、80 年に、主に表 2 のような条文改正がなされた。（修飾字句などの細部改訂は割愛した）。

表 2 韓国憲法の労働関係規定

	勤労の権利・義務に関する条項	労働三権に関する条項
1962 年 12 月	第 28 条 国民の勤労の権利。「 <u>国家は経済的・社会的方法で勤労者の雇用増進に努力しなければならない</u> 」を追記。国民の勤労の義務。「 <u>国家は勤労の義務の内容と条件を民主主義的原則に従って法律で定める</u> 」を追記。 (従前の は各 とされた)	第 29 条 「 <u>勤労者は勤労条件向上のために、自主的な団結権、団体交渉権及び団体行動権を有する。</u> 」 法律で認められた以外には、公務員の労働三権は原則禁止に改訂。
1972 年 11 月	(改正なし)	第 29 条 (は改正なし) 「 <u>公務員、国家・地方自治体、国営企業、公益事業等における団体行動権は法律によって制限されたり認められないことがある。</u> 」(この項、追加)
1980 年 10 月	第 30 条 雇用増進と適正賃金保障に努力すると改訂。 <u>勤労条件の基準は人間の尊厳性を保障するよう法律で定めると改訂。</u> 「 <u>国家有功者等の遺家族は法律が定めるところにより優先的に雇用機会を与えられる。</u> 」(この項、追加)	第 31 条 (は改正なし) 「 <u>国家・地方自治体、国営企業、公益事業等における団体行動権は法律によって制限されたり認められないことがある。</u> 」(公務員を削除：労働三権が認められる公務員の団体行動権制限の撤廃)

(注)「」内は原文の翻訳。下線部が改正箇所。
(出所) 小林謙一・李炳泰・金早雪 [1991 : 24-25]

1987 年の第 9 次改憲による現行憲法の条文は次の通りで、直前 1980 年憲法との相違は、下線部 3 ヶ所である。

第 32 条 すべて国民は勤労の権利を有する。国家は社会的・経済的方法で勤労者の雇用の増進に努力しなければならない、法律が定めるところにより、最低賃金制を施行しなければならない。

すべて国民は勤労の義務を負う。国家は勤労の義務の内容と条件を民主主義的原則に従って法律で定める。

勤労条件の基準は人間の尊厳性を保障するよう法律で定める。

女子の勤労は特別な保護を受け、雇用、賃金及び勤労条件において不当な差別を受けない。

年少者の勤労は特別な保護を受ける。

国家有功者、傷痍軍人及び戦没軍警の遺家族は、法律が定めるところにより優先的に勤労の機会を賦与される。

第 33 条 勤労者は勤労条件の向上のために、自主的な団結権、団体交渉権、団体行動権を有する。

公務員である勤労者は法律で定めた者に限り、団結権、団体交渉権、団体行動権を有する。

法律が定める主要防衛産業体に従事する勤労者の団体行動権は、法律が定めるところによりこれを制限したり又は認めないことがある。

こうした憲法労働条項の変遷を要約すると、経済発展 5 ヶ年計画（輸出志向工業化）が始動する 1962 年の改憲で、政府の雇用増進努力義務を加える一方で公務員の労働三権の原則否認がもりこまれ、72 年維新憲法では公務員、第 3 セクターと重要産業での団体行動権の制限が明記されているように、開発優先と労働統制の強化がなされた。80 年改憲では、適正賃金、人間の尊厳性を保障する勤労条件、国家有功者等の遺家族の雇用確保が加えられ、87 年には最低賃金制、女性労働への差別禁止が付加された。

このことから、1960 年代の開発始動、70 年代の開発独裁強化、80 年代以降における労働保護の一定の強化という歩みが読み取れる。

留意しておきたい点は、大統領に非常事態宣言の宣布権、経済統制と国家動員令発布や言論統制等の権限を与えた「国家保衛に関する臨時措置法」（1971 年 12 月～80 年 11 月廃止）の次の条項である。

第 9 条（団体交渉権などの規制）

非常事態下で、勤労者の団体交渉権又は団体行動権の行使は、事前に主務官庁に調停を申し込み、その決定に従わなければならない。

大統領は、国家保安を害したり、国家動員に支障をきたす下記の勤労者の団体行動を規制するために特別な措置をとることができる。（１）国家机关又は地方自治団体に従事する勤労者、（２）国营企業に従事する勤労者、（３）公益事業に従事する勤労者、（４）国民経済に重大な影響を及ぼす勤労者。

上記 項は 1972 年の維新憲法に引き継がれたが、「輸出自由地域設置法」第 18 条で「輸出自由地域の企業を公益事業とみなす」と規定され、「外国人投資企業の労働組合及び労働争議調整に関する臨時措置法」(1970 年制定、86 年廃止)とあわせて、国内民間企業以上に厳しい労働統制がなされていた。

2 . 労働統制の展開

労働行政官庁として、1948 年、社会部労働局がおかれ、工業化始動期の 63 年に労働庁、その後 81 年に労働部に昇格し現在に至っている。

労働関連法は、アメリカ軍政期 (45 年 8 月 ~ 48 年 8 月) にすでに準備されていたが、朝鮮戦争勃発で延期され、53 年 3 ~ 5 月にかけて労働委員会法、労働組合法、労働争議調整法及び勤労基準法の 4 法が制定された。その後、97 年 3 月にこれらを廃止して、新たに勤労基準法、労働委員会法、労働組合・労働関係調整法、勤労者参与及び協力増進に関する法律へと抜本改正された。

主要労働法制の展開は、表 3 の通りである。

表 3 労働関連法年表

労働関連法	政治・経済
1945.11.5 朝鮮労働組合全国評議会 (全評) 結成	1945 ~ 48 軍政期
1946.3.10 大韓独立促進労働組合総連盟 (大韓労総) 結成	
1948.8 大韓民国憲法制定	第 1 共和国 (1948 ~ 60) 朝鮮戦争 (1950-53)
1948 社会部 (後、保健社会部) に労働局設置	
1953.2.8 労働委員会法	第 2 共和国 (1961 ~ 62) 1961 外資導入法
3.8 労働組合法、労働争議調整法	
5.10 勤労基準法	
1954 大韓労総、韓国労働総連盟と改名	
1958 都市産業宣教会結成	第 3 共和国 (1963 ~ 73)
1961.5.16 軍事クーデターで労働組合解散	
1961.12.30 生活保護法制定	1971.12.19 (~ 1980) 国家保衛に
1961.8.30 韓国労働組合総連盟 (韓国労総) 結成	
1963.4.17 勤労者の日 (5 月 1 日) 制定	
1963.12.7 保健社会部・労働局を労働庁に改編	
1967.1.16 職業訓練法制定	
1967.3.30 職業安定法制定・施行	
1970.1.1 外国人投資企業の労働組合及び労働争	

議調整に関する臨時措置法(86年廃止)	関する特別措置法
1970.11.13 全泰吉氏、焼身自殺	1973.1 重化学工業化宣言
1973.3.13 労働関係4法改正	第4共和国(維新体制:1973~79)
1974.12 職業訓練に関する特別措置法制定(75.1.1施行)	1979.10.26 朴大統領射殺
1979.8 YH貿易女性労働者、新民党本部に籠城	1980.5 光州事態
1980.12 労使協議会法	第5共和国(1981~87)
1981 労働庁を労働部に改編。	1987.6.29 民主化特別宣言
1981.12.31 職業訓練基本法制定(82.1.1施行)	第6共和国(1987~現在)
1984.3 韓国労働者福祉協議会結成。	盧泰愚大統領(88-93)
1987.12.4 男女雇用平等法制定(88.1.1施行)	
1989.5 全国教員労働組合結成(1万5000人)	
1988.12 国民年金法制定、最低賃金法制定(89年1月施行)	
1990 障害者雇用促進等に関する法律	1990.11 民主労働党、結成
1990.1 民主(第2)労組ナショナルセンターとして全国労働組合協議会(全労協)結成	1991.9.10 国連加盟(南北同時)
1992 高齢者雇用促進法制定	1991.12.9 ILO加盟
1993.12.27 雇用保険法制定(95.7.1施行) 雇用政策基本法制定	金泳三大統領(文民政府:93-98)
1994.1.7 職業安定法全文改正(94.7.1施行)	1994.6 ILOから労働法改正勧告
1994.3.9 勤労者の日(5月1日)を有給休業化	
1995.11.11 全国民主労働組合総連盟(民主労組)結成	1996.8 OECD加盟
1997.3.13 勤労基準法・労働委員会法・勤労者参与及び協力増進に関する法律の抜本改正、労働組合及び労働関係調整法新設(労働組合法と労働争議調整法を廃止)	1997.11 IMF通貨危機
1998.2.20 派遣勤労者保護等に関する法律制定(98.7.1施行) 賃金債権保障法制定(98.7.1施行)	金大中大統領(国民政府98-2003)
1998.2.24 公務員職場協議会の設立に関する法律制定(99.1.1施行)	1998.1.18 労使政委員会発足
1999.1.29 教員の労働組合設立及び運営等に関する法律(1999.7.1施行)	1998.2.6 労使政委「経済危機克服のための労使政共同宣言文」
1999.5.24 労使政委員会の設置及び運営等に関する法律制定・施行	
2000.6.1 国民基礎生活保障法施行(生活保護法廃止)	
2001.8.14 勤労者福祉基本法制定(2002.1.1施行) 男女雇用平等法全文改正(2001.11.1施行)	
2004.3.5 青年失業解消特別法制定・施行(~08.12.31)	盧武鉉大統領(参与政府:03-08)
2004.12.31 勤労者職業能力開発法制定(2005.6.1施行)	
2005.1.27 公務員の労働組合設立及び運営等に関する法律制定(2006.1.28施行); 勤労者退職給付保障法制定(2005.12.施行)	

(出所)筆者作成。

集团的労使関係の主要事項の変遷を整理したものが表4である。注意を喚

起すると、軍事政権時代（1961～79年）法令の実態乖離は通常理解されるような形骸化だけでなく、大統領の超法規的措置による法令の合法的無効化という側面を合わせ持っていた。そうした極度の統制のもとでの非合法又は脱法的な労働争議・運動は、文字通り、命がけになることも少なくなかった。

表4 集团的労使関係に関する主要事項

1953年	労働三権保障、労組の自由設立主義（申告制）企業別協約の強制、
1963年	労組設立申告制度（実質は許可制、～97年）複数労組の実質禁止 ⁽¹⁾ 、産別労組規定の新設、政治活動禁止、労使協議会設置根拠の新設
1971～80年	国家保衛法、維新憲法により、労組法・労争法的事実上機能中止労働庁例規第103号「国家非常事態下の団体交渉権等調停業務処理要領」
1973年	産別放棄・企業別原則に転換、複数労組禁止明記（新設）労働争議斡旋を労働委員会から行政官庁に移管
1974年	労使協議会の地位明確化と労使紛糾予防目的追加
1980年12月	第三者介入禁止条項新設（労組法第12条の2）労組設立・団体交渉権（企業別原則）の制約強化、ユニオンショップ協定廃止、労使協議会法制定
1987年11月	複数労組禁止条項の強化 ⁽¹⁾
1997年3月	複数労組の原則容認、使用者による労組専従者への給与支払い・資金援助の禁止（該当する場合は2002年1月から適用）
1999年7月 2006年1月	教員の労働組合法化 公務員の労働組合法化

(注)(1)1963年労組法第3条（労働組合の定義）但し書きで「既存の労働組合の正常的な運営を妨害することを目的とする場合」、87年法の第3条但し書き第5項で「対象者を同一とする場合」、労組とは認定されないとされた。

(出所)金裕盛〔2001〕などから作成。

集团的労使関係について集約すると、政府は1950年代から80年代を通じて、労働団体の政治勢力化は決して許さず、特に左派・急進的労組を徹底的に排除し、他方で政府に協力的な労組を、独自の政治勢力化は阻みながら包摂・保護することで労働三権保障の形態だけは確保しようとしてきた。労組設立許可主義、産別から企業別原則の強制、複数労組禁止、80年の第三者介入禁止規定など、いずれもこのスタンスの具体的帰結である。

包摂・保護対象が韓国労総であったことは周知の通りで、それに関連して、

ノーワーク・ノーペイ原則規定がありながら、実際は労組専従者への賃金支払いが慣習化していた。97年からこの是正に取り組まれている。

さらに付言しておく、1980年代以降、労働統制が緩和されて労働三権の「現実化」が進んだことは事実だが、同時に労使協調の経営風土を根付かせようとする政策については研究者の間でも注目度がやや低いようである。すなわち 63 年の労組法にあった労使協議会規定を源流とする労使協議会法（1980 年）が、97 年 3 月、勤労者参与及び協力増進法に発展解消され、事業場単位の労使協議会の設置と 3 ヶ月ごとの定例会合義務などはほぼそのまま踏襲したが、従来の労使と公益の代表からなる中央労使委員会（労働部長官所属）は、政府代表を加えた中央労使政委員会（労働部長官が議長）に改訂された。労働部・労使協力福祉課では、「労使文化大賞」を設けたり、労使協力の優秀事例、失敗事例をホームページでも公開しているが、モデルはトヨタに代表される日本である（日本の経営を再評価する久米[1998] 参照）。

本節最後に、個別労使関係についてごく概略を述べておく。

まず雇用安定について。1960 年代以降、都市・民間工業部門の雇用吸収率が相当高かったが、70 年代半ばから技術・専門職などの人材難が顕著化したため、企業規模、職種、学歴などによる労働市場の二重構造が深刻化した。そのため 80 年代の雇用政策は、職業訓練など人材高度化に焦点がおかれた。90 年代には、産業構造の変化、高学歴化、ライフスタイルの多様化のほか、ILO 加盟によって労働条件の国際水準化にも迫られたことから、雇用保険法、雇用政策基本法が制定され、職業安定法の全文改正がなされた。

労働市場柔軟化と多様化を示すこととして、派遣労働、フレックス労働制、整理解雇条項の導入、外国人労働許可制⁴、さらに大企業から順次施行されている 40 時間労働などがある。

最後に、退職金制度について。当初の勤労基準法以来、勤務 1 年につき 30 日相当の退職金支払いが義務付けられていた。しかし、大企業などでしか実行されず、実行されても、終身雇用が必ずしも定着していなかったため、事前分割支払いが慣例化していた。1988 年末に国民年金法が施行されても、同

規定が存続したのは、退職金制度が老後所得保障になっていなかったからでもある。賃金債権保障が独立法となったほか、2003年5月29日の労使政委員会(第26回本会議)でも退職金問題が取り上げられたことなども含めて、この詳細は後日、解明したい。

第3節 労使関係・労働条件をめぐる現状

1. 労働勢力と使用者団体

韓国最大の労働組合(ナショナルセンター)である韓国労総(1961年設立)⁵⁾は、その前身大韓労総時代にも自由党の事実上の支部機関であったが、朴政権時代も政府寄り、御用組合と批判されてきた。そのため、1970年代を通じて賃金・労働時間・解雇などの労働条件の改善を目指す非合法労働争議が、大韓労総に属さない、時には公認されていない中小規模労組で頻発した。

特に衝撃的な事態は、清溪被服工場労働者・全泰壺氏のソウル平和市場での焼身自殺(1970年)⁶⁾、朴大統領射殺の遠因とも言うべきYH貿易女子労働者の新民党本部への竄入(1979年)などである。これら自発的・突発的労働争議を支援したのが、在野労働シンパともいうべき基督教都市産業宣教会、高麗大学労働問題研究所、労働夜学などであった⁷⁾。1980年代には、大学生・大卒者などが労働運動を支援するために経歴などを詐称して工場労働者となる「偽装就業」が社会問題化したため、政府は第三者介入禁止で応酬した。

これら反韓国労総を1つの共通項とする在野労働シンパの水脈は、紆余曲折を経て1994年、民主労働組合総連盟(民主労総)に結集した。結成直後から急速に勢力を伸ばし、2003年には傘下1332組合(総数の21.3%)に実に66万人(労組員総数155万人の44%)と、3951組合(63.1%)を擁する韓国労総の78万人(52%)に肉薄した⁸⁾。さらに2006年1月末の公務員労組(加入可能は29万人)の合法化⁹⁾で、比較的穏健な公務員労働組合総連

盟（推定 5 万人）は韓国労総傘下に入ると見込まれているが、全国公務員労組（14 万人）が民主労総加盟を決定したことから、僅差で韓国労総が結成 45 年で第 2 位労組に転落したことになる。

他方、「労使紛糾」（労働争議）件数は 1997 年 78 件から 2004 年 462 件に年々増加したが、表 5 のように、この間の約 2000 件のうち約 1600 件（8 割）が「闘う労組」の定評通り民主労総に集中している。実際、民主労総は労使政委員会にも当初は代表を送っていたが、教員・公務員労組問題から委員辞任し、現在に至るまで参加していない（韓国労総は辞任 - 復帰を繰り返している）。

表 5 労働争議状況

	労働争議 調整申請	労使紛糾	労組別内訳		
			韓国労総	民主労総	その他
1997～2000	3,378	655	141	497	17
%	—	100.0	21.5	75.9	2.6
2000～2004	3,881	1,339	209	1,113	16
%	—	100.0	15.6	83.1	1.2

（注）「その他」は、上部未加盟と労組なしの合計。

（出所）労働部『労働白書』2005 年版、pp.395-396。

しかし民主労総を含めて、2004 年秋、朴スンオク・民主化運動記念会研究員が「労働界は『王子病』にかかっている」という批判が現実化して、目下、労働史上最大の危機に瀕している¹⁰。まず 2005 年 1 月に韓国労総 30 余人、民主労総 14 名のいずれも幹部が就業斡旋収賄で拘束され（実刑宣告）、続く 5 月にも韓国労総の前委員長ら 2 件、民主労総 1 件、さらに 10 月には民主労総の主席副委員長のリベートや収賄事件が起こった。中には金額が億単位にも達しているものもある。

韓国労総が政府の御用労組と言われていた頃から、その幹部は「労働貴族」と批判されてきたが、2005 年の大型不祥事は民主労総でも発生したため、その衝撃と失望は一層大きい。また過去 5 年間、韓国労総は 473 億ウォン、民

主労総は 30 億ウォンを、施設建設や賃貸費の支援名目で国庫支援を受けていただけに¹¹、批判も強い。複数労組合法化による「共倒れ」を懸念して、同年 9 月に、双方とも委員長主導で 2006 年 2 月統合案が出されていたが、現場労組の反発も根強い上に、10 月の民主労総委員長の引責辞任で、「労働界の一極化・中央集権化ジレンマ」¹²の表出は少し先送りされた。

今後、労働界のこうした状況で政界図も大きく変わってくるが、遡って 2000 年 1 月に、「労働者民衆の政治勢力化」を 3 大課題の 1 つとする民主労働党が党员 9000 余人で結成されたことも、韓国労働史上に残る出来事である。創党宣言文に「民主、平等、解放の新しい世の中を目指し、民衆の熱望をこめて民主労働党を創党する。……2000 年を、腐敗と地域主義に汚された後進的政治清算元年とし……国際投機資本の攻撃とアメリカの軍事覇権主義に反対し……」と謳い、綱領でも「資本主義の矛盾を克服して民主的経済体制樹立」のための財閥解体を明言するなど、急進的立場を鮮明にしている。

「労働を通じた自己実現」として、働く権利の保障、女性の社会的労働権保障、週 35 時間労働の実現、そして労働階級の政治勢力化の完遂を掲げている。

同党は 2004 年の国会選挙で初めてそれも一気に 10 議席を獲得した。2006 年 2 月現在、300 議席中、与党ウリ党（民主党から分裂）144、ハンナラ党 126、民主党 11、民主労働党 9、自由民主連合 1、無所属 9 という与野党伯仲のなか、数字の上では一定のキャスティング・ボートを取りうる立場にある。

他方、使用者団体を簡単に紹介しておく、最大組織は、全国経済人連合会（1961 年創設）で、ほかに、韓国経営者総協会、大韓商工会議所などがある。労使政委員会には、全経連、経総から代表が出されている。

2．労働市場の現状と諸問題

第 1 節で述べたように、産業別雇用では 1980 年後半に製造業が 30%を下

回り、サービス産業への集中が急速に進んだ。また、ジェンダー主流化政策や 97 年 IMF 経済危機後の経済構造改革の結果、労働市場の女性化、柔軟化が見られた。表 6 によると、職種別では、サービス・販売（25.2%）が、技能員等（10.9%）と装置・機械操作組立（10.8%）の合計を上回っている。

表 6 就業者の職種別・性別構成（1000 人）

	計	議員・高位 役員・管理 者、専門家	技術 工・準専 門家	事務	サービ ス・販売	農林 水産	技能員 等	装置・ 機械操 作組立	単純 労務
計	22139	2299	2140	3172	5570	1834	2407	2387	2329
%	100.0	10.4	9.7	14.3	25.2	8.3	10.9	10.8	10.5
男	13031	1487	1412	1676	2184	1005	1972	2082	1213
女	9108	812	729	1496	3387	828	435	305	1116
%	41.1	35.3	34.1	47.2	60.8	45.1	18.1	12.8	47.9

（注）（1）職業分類は 2000 年に 10 種に改編されたが、ここでは簡略化のため、「議員等」と「専門家」、「サービス」と「販売」を 1 つにまとめた。

（2）「計」欄の％は職種構成比、「女」欄の％は各項目の女性比率。

（出所）統計庁『経済活動人口年報』2003 年版。

こうした産業・職種別雇用構造にも関連して、最も注目される現象は非正規労働の急増である。

労働部・経済活動人口調査における「従事上の地位」の定義によると、「常用勤労者」とは、「特別な雇用契約がなく期間が定められておらず継続して正規職員として働き賞与、手当、及び退職金等の給付を受ける者、又は雇用契約期間が 1 年以上の者」で、「臨時勤労者」とは「雇用契約期間が 1 ヶ月以上 1 年未満の者、又は一定の事業完了の必要性から雇用される者」、そして「日雇勤労者」とは、日雇いに相当するもので、「雇用契約期間が 1 ヶ月未満の者、又は一定した事業場がなく流動して働いて対価を受ける人々」である（『労働統計年鑑』2005 年版、565 ページ）。

他方、「正規」「非正規」の区別は、直接雇用かそれとも派遣労働に代表される間接雇用かを主たる観点としつつ、「非正規」について、「限時的」「限時的・期間制」「非典型」という区分がなされている。「限時的・期間制」は雇用契約期間が定められている者、それ以外の「限時的」は期間の定めはないが非自発的要因から継続雇用が期待されない契約社員のようなケース、そし

て「非典型」は派遣などである。

表 7 は労働部が示した 2005 年調査結果である。政府見解では、労働界が非正規職が 57.5%に達するというのは C（正規の臨時・日雇）を含めたもので、これらは雇用が不安定な「脆弱労働者」ながら、2002 年 7 月の労使政委員会合意を根拠に非正規職には含めないとしている。政府の定義に従っても、非正規労働が 2001 年 363 万 5000 人（26.8%）から 05 年には 548 万 3000 人（36.6%）と約 200 万人（10 ポイント）も増加していることは事実である。

目下、派遣労働者保護法に次いで、国会で審議中の非正規労働者保護立法は韓国労総、民主労総とも主要政策課題としているが、これら「脆弱勤労者」を含めるかどうかなども争点の 1 つである。

表 7 経済活動人口調査付加調査の雇用形態別分類（2005 年 8 月調査）

従事別地位	非正規職			正規職	計 (千人)
	限時的	限時・期間制	非典型		
常用職	A : 1,512 千人 ; 10.1%			D : 6,414 千人 ; 42.9%	7,926
臨時職	B : 3,970 千人 ; 26.5%			C : 3,073 千人 ; 20.5%	7,034
日雇職					
計	5483 千人 ; 36.6%			9,786 千人 ; 63.4%	14,968
2001 年 8 月	3,635 千人 ; 26.8%			9,905 千人 ; 73.2%	

（出所）労働部ホームページ「労働部ニュース」[<http://molab.news.go.kr/molab/index.html>、2006 年 1 月 31 日アクセス]。

政府は、52 万人の雇用創出に 1 兆 5000 億ウォンを充当する 2006 年度予算案を公表した。雇用数が多いものとしては、高齢者 6 万人（1 人当たり 20 万ウォン/月、最長 7 ヶ月）、基礎生活保障受給者と「次上位階層」の自活勤労 8 万人（同 2 万～3 万 1000 ウォン、同 1 年）、青少年職場体験（同 30 万ウォン/月、同 6 ヶ月）、青少年雇用促進奨励（同 60 万ウォン/月、同 6 ヶ月）などで、支援単価の高いものとして、2000 人の海外就業支援（教育費に同 400 万ウォン、インターン滞在費に同 500 万ウォン、同 6 ヶ月）である。

以上、労働市場の多様化の全貌にまではとどかないが、柔軟化の一端は捉えられるであろう。労働政治民主化という変数と、他方では労働市場構造の

変動という変数は、大韓労総、民主労総の動向とあわせて、一大労働勢力の結集に至るのかどうか。さらに、こうした労働分野の新たな動きが、少子高齢化、情報・サービス化、国際化、ジェンダー主流化、福祉国家化などの高度産業社会の特徴を強くする中で、福祉フレームワークとどうリンクするのか、いずれも今後の課題としたい。

〔注〕

¹ 為替レートや金利が規制されていた頃、法定レートや金利を市場実勢に近づけることを「現実化」と称され、現在でも、最低生計費などについて同様の趣旨で用いられている。

² 1995年から2000年にかけての普遍的公的扶助システムの構築（金早雪〔2005〕）をめぐって、金淵明は国家の役割強化を指摘している（金淵明編〔2006〕）。

³ DSR（Debt Service Ratio）は、輸出などの国際経常収入に占める債務元本・利子返済額の比率。累積債務危険度はこのほか、債務額のGDP比5%程度を基準とする見方もある。

⁴ 外国人労働は、従来、出入国管理法によって専門職（ITは2000年から）のほか、外資系での研修制度（1991年11月）、産業研修制度（02年8月）におかれていたが、04年7月から独立法によることとなった。1年更新3年期限、勤労条件、4種社会保険などが内国民同等に適用される。

⁵ 綱領の第一に「組合民主主義を貫徹し資本と権力から労働運動の自主性を堅持する」とし、2「労働基本権の完全保障」、3「完全雇用と生活賃金の確保、労働時間の短縮を持続的に推進する」などからなる。韓国労総ホームページアドレス <http://www.fktu.or.kr/>。

⁶ 全泰吉記念館建立委員会編〔1983〕。清溪被服工場団地は、九老工業団地と並ぶソウル市内の中小輸出企業地域であった。埋め立てられた清溪川が高速道路ランプまで撤去して修復され、2005年11月、この再生緑地公園に全泰吉記念銅像が建立された。

⁷ 「戦争のような夜勤を終えた」で始まる詩『労働の夜明け』（朴ノヘ〔1993：22-25〕）などで、労働文学として高く評価されている朴ノヘ（労働解放からとったペンネーム、本名は朴基平）は、極貧の中学時代、金芝河『五賊』、高麗大学・趙容範教授の『後進国経済論』、雑誌『思想界』、野党新民党（党首は金大中氏）機関紙『民主戦線』などを大学生から借りて貪り読み、後には解放神学に傾倒し、社会主義を標榜したことで1991年、投獄された。朴ノヘ〔1992〕には「労使協議会のくそったれども」という表現も見られる（38ページ）。

⁸ 残り974組合（15.6%）、16万人（3%）は上部非加盟。傘下組合の平均規模は、韓国労総210人、民主労総506人、未加盟46人である。なお組合員規模別

構造は、49人以下が数では50.3%だが人数は3.6%で、1000人以上が数は2.7%、人数では61.7%、そのうち5000人以上だけで0.5%、44.0%である（労働部『労働白書』2005年版、p.394）。なお民主労総ホームページ（<http://www.nodong.org/>）も参照のこと。

⁹ 教員労組（1999年解禁）同様、公務員も、団結権は無条件、団体交渉権は制限つきで認められ、団体行動権は認められていない。韓国史上第1号「ソウル特別市公務員労働組合」などに設立申告証が交付された。申請せず申告証交付を受けない団体は、労組と認めない方針でもある。

¹⁰ 『朝鮮日報』2005年6月1日（朴氏の論稿の出典は不詳）。以下の労働界問題は、同紙ほか各新聞情報（ホームページ含む）による。なお、「王子病」とは、甘やかされたわがまま娘を「コンジュ（お姫様）病」と言った流行語をもじったもの。

¹¹ 韓国労総は予算30億ウォンに対して月額組合費は300ウォン（年間収入18億ウォン）、民主労総は1000ウォン（同50億ウォン）（予算額不詳）で、財政基盤が弱く、またこうした国庫補助は先進各国にも見られることだというむきもある。ちなみにコーラ1本が1000ウォン程度である。

¹² 日本の例でも、1国1労組（ナショナルセンター）体制は、全国レベルで政治・経済に影響力を持つ反面、労働運動の原点である現場の自主性や主導権が奪われ、労働組織・運動の形骸化、内的弱体化を来たすジレンマがあるという。——定年退職される下田平裕身教授から助言頂いた。感謝を記しておきたい。

（付記）本稿脱稿後の2006年2月23日、呉学殊氏（労働政策研究・研修機構、研究員）が法政大学大原社会問題研究所主催公開講演会「日韓労使関係の比較」にて、韓国の非正規労働の70%は派遣など「限時的」で、非正規全体でも30-40代の男性が多いと指摘されていた。韓国の非正規労働問題の深刻さが窺える。

〔参考文献〕

日本語文献

安春植 [1982] 『終身雇用制の日韓比較』 論創社。

石崎菜生 [2003] 「韓国のソーシャル・セーフティネット」(一橋大学経済研究所 経済制度研究センター 編・寺西重郎 責任編集 『アジアのソーシャル・セーフティネット』 勁草書房、第2章) pp.55-101。

宇佐見耕一編 [2005] 『新興工業国の社会福祉』 アジア経済研究所。

木宮正史 [2001] 「韓国における経済危機と労使関係レジームの「転換」：労使政委員会の活動を中心に」(松本厚治・服部民夫編 『韓国経済の解剖』 文眞堂、

第9章) pp.213-235。

金潤煥(中尾美知子訳)[1978]『韓国労働運動史』柘植書房新社。

金早雪[1988]「韓国における経済自由化と社会政策」(『信州大学経済学論集』第26号、1988年9月) pp.37-73。

——[2005a]「看護・介護職外国人労働合法化と外国人施策の課題」(『国際経済労働研究』2005年7月 Vol.60, No.7 通巻951号) pp.7-12。

——[2005b]「韓国・公的扶助の救護・保護から普遍的最低生活保障への転換」(宇佐見編[2005]第3章) pp.73-124。

金裕盛[2001]『韓国労働法の展開』信山社出版。

金淵明編(韓国社会保障研究会訳)[2006]『韓国福祉国家性格論争』流通経済大学出版社。

クー、ハーゲン(Hagen Koo) 高龍秀訳[2002]『韓国の労働者』(原著はKoo [2001] 韓国語版は [2002])

高龍秀[2000]『韓国の経済システム』東洋経済新報社。

小林謙一・李炳泰・金早雪[1990]『韓国の労使協議制度』法政大学比較経済研究所、Working Paper No.10(非売品)

小林謙一ほか[1990]『韓国の労使関係政策の変遷：ヒアリング調査報告』法政大学比較経済研究所、Working Paper No.11(非売品)

小林謙一・川上忠雄編[1991]『韓国の経済開発と労使関係』法政大学出版社。

隅谷三喜男[1976]『韓国の経済』岩波新書。

世界銀行(白鳥正喜編訳)[1994]『東アジアの奇跡』東洋経済新報社。

宋剛直[2001]『韓国の労働法』悠々社。

孫昌熹[1995]『韓国の労使関係』日本労働研究機構。

趙容範[1974]『韓国経済論』東洋経済新報社。

朴鍾律(尹龍澤訳)[1998]「韓国労働法の課題」(渥美東洋・小島武司編『日韓における立法の新展開』中央大学出版部) pp.103-119。

朴昌明[2004]「労働組合と労働者」(朴一編『変貌する韓国経済』世界思想社)

pp.44-62。

朴ノヘ (康宗憲・福井裕二訳) [1992] 『いまは輝かなくとも：朴ノヘ詩集』 影書房。

朴ノヘ (辛英尚訳) [1993] 『この地の息子と生まれて』 梓書房。

明泰淑 [2004] 「IMF 経済危機と韓国の女性労働」 (『海外社会保障研究』 国立社会保障・人口問題研究所、No.146) pp. 23-32。

向山英彦 [2005] 韓国労働市場の構造変化 (『環太平洋ビジネス情報 RIM』 Vol.5、No.18) pp.7-29。

梁京姫 [2004] 「女性労働者」 (朴一編 『変貌する韓国経済』 世界思想社、第 4 章) pp.90-108。

—— [2005] 「ジェンダーの主流化政策と構造改革による内部労働市場の変容」 (『大阪市立大学経済学雑誌』 第 106 巻第 1 号、2005 年 6 月) pp.92-120。

横田伸子 [2000] 「1987 年以降の韓国労働市場の構造変化と労使関係：製造業男子生産労働者を中心に」 (山口大学東亜経済学会 『東亜経済研究』 第 58 巻第 3 号、2000 年 1 月) pp.1-31 (325-355)。

—— [2003] 「韓国における労働市場の柔軟化と非正規職労働者の規模の拡大」 (『大原社会問題研究所雑誌』 No.535、2003 年 6 月号) pp.36-54。

渡辺利夫 [1982] 『現代韓国経済分析』 東洋経済新報社。

李ミン珍 [2000] 『賃金決定制度の日韓比較』 梓出版社。

李丞玉編訳 [1979] 『韓国の労働運動』 社会評論社。

李泰王 [2004] 『ヒュンダイ・システムの研究』 中央経済社。

韓国語文献 (ハングル順。漢字にできる用語は日本の常用漢字を用いた)
金秀坤・李周浩 [1995] 「労使関係と人力開発政策」 (『韓国経済半世紀：歴史的評価と 21 世紀ビジョン』 韓国開発研究院、第 9 章) pp.524-565。
(訳) [2002] 『韓国労働階級ノ形成』 創作ト批評社 (原著は Koo [2001])。

労働部『労働白書』各年版。

労働部『雇用保険』各年版。

大韓商工会議所 [1988] 『韓国ノ経営労使関係』。

朴宗淇ほか [1981] 『韓国社会保障制度改善ノタメノ研究報告書』韓国開発研究院。

運輸労報編 [1988] 『運転技師ト民主労組』。

尹能善ほか [1986] 「労働政策」(全国経済人連合会編『韓国経済政策 40 年史』第 9 章) pp.827-909。

全泰壹記念館建立委員会編 [1983] 『 』 (ある青年労働者の生と死)。

崔章集 [1988] 『韓国ノ労働運動ト国家』。

韓国経営者総協会付設労働経済研究院 [2003] 『女性ト労働法制』韓国経営者総協会。

韓国基督教産業開発院編 [1988] 『韓国労働運動ノ理念』。

英語文献

Koo, Hagen [2001] *Korean Workers*, Ithaca and London: Cornell University Press.

Martin, J.P., Peter Tergeist and Raymond Torres [2004] “Reforming the Korean Labor Market and Social Safety Net,” in Charles Harvie, Hyun-Hoon Lee and Jung-Gun Oh, *The Korean Economy*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar Publishing Limited, pp.78-119.

OECD (Organisation for Economic Co-operation and Development) [2000] *Pushing Ahead with Reform in Korea: Labour Market and Social Safety-net Policies*, Paris: OECD.

Shin, Dong-Myeon [2003] *Social and Economic Policies in Korea*, London and New York: Routledge Curzon.